

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 令和3年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和3年度教育行政執行方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2号 遠軽町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3号 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6号 遠軽町牧野条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 13 議案第 9号 遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10号 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 11号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 16 議案第 12号 財産の取得について
- 日程第 17 議案第 13号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 14号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第 19 議案第 16号 令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 20 議案第 17号 令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 21 議案第 18号 令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 22 議案第 19号 令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 23 議案第 15号 令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 24 議案第 20号 令和3年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 21号 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 22号 令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 23号 令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算

- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 3 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 1 一般質問
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算 (第 1 5 号)
- 日程第 3 3 議案第 2 0 号 令和 3 年度遠軽町一般会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 令和 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 5 議案第 2 2 号 令和 3 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度遠軽町水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 意見案第 1 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める  
意見書
- 日程第 4 1 意見案第 2 号 悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及  
び執行強化並びに特定商取引法及び同法指針の改正、執行  
強化を求める意見書
- 日程第 4 2 議員派遣について

## 令和3年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月4日（木）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |         | 令和3年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和3年度教育行政執行方針                      |
| 日程第 4  | 諮問第 1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 日程第 5  | 議案第 1号  | 表彰について   |
| 日程第 6  | 議案第 2号  | 遠軽町行政組織条例の一部改正について                                       |
| 日程第 7  | 議案第 3号  | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について                                     |
| 日程第 8  | 議案第 4号  | 遠軽町介護保険条例の一部改正について                                       |
| 日程第 9  | 議案第 5号  | 遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正について                                  |
| 日程第 10 | 議案第 6号  | 遠軽町牧野条例の一部改正について   |
| 日程第 11 | 議案第 7号  | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第 12 | 議案第 8号  | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 13 | 議案第 9号  | 遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について              |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について                               |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 工事請負契約の変更契約の締結について                                       |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 財産の取得について  |
| 日程第 17 | 議案第 13号 | 財産の取得について  |
| 日程第 18 | 議案第 14号 | 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）                                   |
| 日程第 19 | 議案第 16号 | 令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）                                |
| 日程第 20 | 議案第 17号 | 令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）                            |

日程第21	議案第18号	令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第19号	令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第15号	令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第20号	令和3年度遠軽町一般会計予算
日程第25	議案第21号	令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第22号	令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第23号	令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算
日程第28	議案第24号	令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
日程第29	議案第25号	令和3年度遠軽町水道事業会計予算
日程第30	議案第26号	令和3年度遠軽町下水道事業会計予算

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

#### ◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	会津靖朗君	企画課長	今井昌幸君
財政課長	堀嶋英俊君	ジオパーク推進課長	松村愉文君
危機対策室参事	山地茂樹君	保健福祉課長	古賀伸次君
保健福祉課参事	深澤万喜子君	住民生活課長	高橋静江君

税務課長	二瓶雄介君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	農政林務課参事	加藤政勝君
商工観光課長	小椋将秀君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	大辻祐一君
生田原総合支所産業課長	今泉郁夫君	丸瀬布総合支所長	伊藤雅彦君
丸瀬布総合支所産業課長	小山信芳君	白滝総合支所長	鴻上栄治君
白滝総合支所産業課長	大野数彦君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
社会教育課長	小野寺正彦君	図書館長	中島伸司君
監査委員会事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局主幹	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和3年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和2年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましても、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましても、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は第31までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、前島議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和3年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月1日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月12日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月6日から7日までの2日間は、休日のため休会とし、3月8日から11日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月10日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月12日までの9日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月12日までの9日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 令和3年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和3年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 令和3年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和3年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和3年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和2年第8回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。全国的に第3波と言われる感染者数は減少傾向となっておりますが、現在も札幌市をはじめ道内各地では新型コロナウイルス感染症に関するクラスターが発生するなど、本町においても予断の許さない状況が続いております。

道では、昨年10月28日からの集中対策期間を再三にわたり延長し、さらには、国内で緊急事態宣言が発令されている期間にあっては、道民及び道内に滞在している方に強い協力要請を行い、さらなる感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、感染拡大の影響により、地域経済をはじめ町民の皆様の生活にも大きな影響を受けておりますことから、引き続き国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、地域経済の回復や感染対策事業に取り組んでまいります。

なお、国内では、ワクチン接種が医療従事者等から始まっており、本町におきまして

も、国や道、医療関係機関と連携を図り、安心して速やかに接種できるよう、体制の確保に取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、三つの密を避けるなど、道が示している北海道スタイルを実践していただきますよう、引き続き御協力をお願い申し上げますとともに、現在も終息に向け、献身的に対応されております医療従事者、福祉・介護従事者などの皆様、御支援と御協力をいただきました多くの皆様に改めて感謝申し上げます。

また、5月2日に延期することといたしました令和3年遠軽町成人式につきましては、今月中に対象者の方々に改めて御案内いたしますが、今後の感染拡大の影響によっては再度の延期もありますので、あらかじめ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、1964東京オリンピックゆかりの展示林を契機としました2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるアイルランドのホストタウン登録に向けた取り組みにつきましては、これまでポール・カヴァナ駐日アイルランド大使の来町や、ラグビーワールドカップ2019日本大会の日本対アイルランド戦に招かれたほか、昨年10月には、道の駅遠軽森のオホーツクにおいてアイルランドフェアなどを実施してきたところであります。

その結果、これまでの取り組みや事業計画が評価され、昨年12月25日に本町はアイルランドのホストタウンとして登録されました。

今後の取り組みとしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、オリンピック大会の競技終了後の帰国前に、アイルランドのオリンピックを招いたスポーツ交流のほか、北海道家庭学校の展示林での植樹活動などを実施し、来年度以降においても定期的に相互の国においての植樹やスポーツ交流等を実施し、展示林をオリンピックの遺産「みどりと国際交流のレガシー」として次世代に継承する活動を継続していきたいと考えております。

また、同じくスポーツ関連では、昨年12月6日に北海道日本ハムファイターズが実施している「北海道179市町村応援大使」の2021年シーズンに本町が選出され、杉谷拳士選手と谷内亮太選手の2人が応援大使に就任することが決定しました。

今年1月から12月までの1年間、両選手には遠軽町と一緒に盛り上げていただきまますとともに、町では応援ツアーやトークショーなどのイベントを予定しておりますので、町民の皆様におかれましては、球団のみならず、両選手への応援をお願いしたいと思います。

次に、白滝ジオパークの日本ジオパーク再認定審査の結果についてであります。2月5日に国内のジオパークの認定機関である日本ジオパーク委員会において審議が行われ、白滝ジオパークは「条件つき再認定」となりました。

審査では、4年前に指摘されました内容について、事務局が取り組み、複数の協力団体が活動に積極的に関わっていることが評価されましたが、専門員の不在によるジオパーク



の活動の停滞が表面化しており、持続性に関わる課題が指摘されました。

その改善策として、日本ジオパークネットワークなどを活用し、目指す活動ができるよう、人員や予算を措置して、体制や運営を立て直すことが必要との提案があったところがあります。

今回の結果を受けまして、「この地域に必要な黒曜石を生かしたまちづくりとは何か」という原点に立ち返り、多くの関係者の皆様とも御相談しながら、今後の対応を検討してまいります。

次に、要望関係についてであります。高規格幹線道路旭川・紋別自動車道の計画区間「遠軽―上湧別」について、2月16日に開催されました北海道開発局の北海道地方小委員会において、3回目の計画段階評価が行われ、整備ルート及びインターチェンジの配置などの対応方針案が了承されました。

今後は、新規事業採択時評価の手続きに移行されることとなり、引き続き関係団体と連携を図りながら、早期の新規事業化に向け、要望を行ってまいります。

次に、令和3年度予算をはじめ関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

私も町政を担わせていただき3期目の最後の年を迎えました。

4町村の合併から15年が過ぎ、解決しなければならない課題はいまだ山積しておりますが、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫のもと、責任と決断を持ってまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、町民並びに議員の皆様には、様々な形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

現在、我が国は、人口の減少と少子高齢化が進行し、力強い持続的な経済成長をなかなか実現できない状況の中で、国におきましては、過去、幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら地方は現在もお厳しい状況が続いております。

また、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、長期にわたり飲食業や宿泊業をはじめとする地域経済にも多大な影響を及ぼしており、いまだに地域経済の回復が見通せない状況にあります。

さらには、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替が終了し、地方交付税が減少していく中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様へのニーズに的確に対応していくと同時に、将来にわたる安定した行財政基盤を確立するためにも、特にスクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、より一層の事務の効率化や施設の統廃合など、早急に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和3年度におきましても、常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながら、山積する課題への解決はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などの充実や、移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも引き続き取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながるにぎわいのまち」を目指してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

このため、令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症にしっかりと対応しながら、引き続き道の駅「遠軽森のオホーツク」のオホーツクの玄関口としての施設整備を強化するとともに、経営状況に留意しつつ、地域のにぎわいの創出につなげていきたいと考えております。

また、まちの活性化と町民のよりどころとなる遠軽町芸術文化交流プラザについては、残念ながらオープンは1年延期となりましたが、令和4年度のオープンに向け、具体的な事業の実施や管理運営について、必要な予算を計上しております。

さらに、第1次産業を初めとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として予算編成を行ったところであります。

次に、令和3年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の、「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず、自然を大切にしたまちづくりに取り組んでまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止、さらに木材の生産などの多面的機能を有しており、大切な自然環境を守るため、計画的かつ長期的な森林整備を行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では、氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、サナブチ川において道道遠軽雄武線更生橋から上流、黄金橋の間において、河道整備が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、岩見通、南町4丁目1号通、宮前2条通、駅前線、北支湧別川沿線の改良舗装工事を実施してまいります。

また、冬期間の適正な管理及び作業の効率化を図るため、除雪専用トラックを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

また、交流人口の増加など、地域経済の活性化に大きく期待される高規格幹線道路旭川・紋別自動車道及び地域高規格道路遠軽北見道路の整備については、引き続き関係機関に

要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽安国線において、町道豊里若松間道路から町道東2線道路までの区間約170メートルの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となっていることから、持続可能な地域公共交通のあり方について、専門家のアドバイスを交え、調査・検討してまいります。

生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

また、JR瀬戸瀬駅については、利用の少ない駅として廃止対象となっておりましたが、今後も通学利用の見込みがあるため、町で維持管理していくとともに、道、管内期成会石北本線部会をはじめ関係団体との連携を図りながら石北本線の維持・存続のため、粘り強くJR問題に対応してまいります。

二つ目の、「安全・安心で住み心地のよい暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については、「住生活基本計画」「町営住宅長寿命化計画」に基づき、北区団地公営住宅建設工事の着手及び末広団地公営住宅長寿命化改修工事の継続など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、導水管、配水管の整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や、雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センター設備更新事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きているとともに、新型コロナウイルスの感染防止など、新たな対応も求められています。

このため、関係機関と連携した遠軽町総合防災訓練、遠軽町災害対策本部図上訓練を行い、防災対策に関する機能強化及び自助、共助など、町民意識の高揚や防災体制の整備、強化を図るとともに、災害対応に必要な物品等を購入し、町民の安全確保に努めてまいります。

また、北海道から湧別川の新たな洪水浸水想定区域の公表及び新たな土砂災害警戒区域等の指定が予定されていることから、防災ガイドマップを更新し、町民等に配布するほか、台風や豪雨時の際にも安定した浄水処理を継続するため、清川浄水場地先に整備している防災用資機材等備蓄施設が令和4年3月に完成し、運用を開始いたします。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の、「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、慢性的な人手不足などにより、町内の産業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、産業に関わる多様な主体と連携・協力しながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、高齢化の進む中、担い手確保に取り組むとともに、農業者個々の経営安定を図ってまいります。

担い手確保については、遠軽町農業担い手対策協議会での新規就農対策はもとより、コロナ禍にあって、農業という働き方が注目されつつあるため、既存の新規就農者誘致促進条例を見直し、Iターン・Uターンの促進を図るための新たな奨励金を創設するなど、後継者対策も重点的に取り組むとともに、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、中核農業者の経営の安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

また、奨励作物であるアスパラ、ジャガイモの販売促進や、青しその品質向上を図るための支援も行ってまいります。

畜産関係では、自給飼料基盤を確立するため、草地の整備や更新を進めるとともに、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業により、経営安定、ゆとりある農業経営を確立するとともに、担い手対策を進めてまいります。

農業農村整備対策については、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農家の経営安定を図るとともに、農村地区における永続的な農業経営につなげていくため、豊里地区及び若咲内地区の営農飲雑用水整備事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力のもと、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施するとともに、電気柵の設置により、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、民有林振興対策事業などに対し助成するとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進を初め、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動などの取り組みを効果的に進め、関係団体と連携しながら、民有林及び町有林の適正な管理と整備を進めてまいります。

また、北海道家庭学校にある1964東京オリンピックゆかりの展示林については、子どもたちが展示林から採取した種から育てた苗木を用いて、昨年延期になった東京オリンピックにあわせて植樹活動を実施し、緑の循環を通じて林業の振興に努めてまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地域経済の活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町

全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」におけるアクティビティの整備を進めるとともに、地場産業を生かした特産品開発支援を行うなど、地域の魅力と資源を生かした観光地づくりと地域ブランド化を進めてまいります。

四つ目の、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが最も住み慣れた場所で生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っております。そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、4月以降の接種開始に向けて、遠軽医師会及び医療機関と連携を図り、接種体制の確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成への取り組みを推進してまいります。

また、子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するよう、関係機関とともに進めてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

また、高齢者交通費助成事業を継続し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の、「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

地域の特性を生かした個性あふれる学習など、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民一人一人が心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につなげるふ

るさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域特性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育むとともに、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や情報の発信など、家庭教育の支援や、父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の拡充・支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などの体育施設及びロックバレースキー場の利用促進とスポーツ大会・合宿の受け入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要です。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性、自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取り組みを進めていくためには、効率のよい財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、PDCAサイクルにより各種事業を管理し、目標達成に向け取り組み、行政サービスの維持向上を目指すとともに、事業の効率化や公共施設について、公共施設等総合管理計画の改訂等を行い、公共施設の統廃合等に取り組んでまいります。

また、災害支援や様々なイベントへの協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、関係団体と連携を図り、遠軽駐屯地の存置及び部隊増強に向け、積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和3年度の町政執行に対する所信と、主な施策について申し上げます。

次に、令和3年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は人件費、公債費等の減により、前年比3.9%減、投資的経費は、ほぼ横ばいの前年比0.1%減、その他の経費は、物件費等の増により、前年比2.0%の増となり、総額で前年比0.5%減の194億9,400万円としたところ です。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億8,765万6,000円、後期高齢者医療特別会計3億5,479万円、介護保険特別会計21億8,125万1,000円、個別排水処理事業特別会計7,861万円の4会計で48億230万7,000円とし、企業会計については、水道事業会計9億6,639万4,000円、下水道事業会計16億5,543万9,000円としたところ です。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和3年度予算は、前年比2.7%減の269億1,814万円としたところ です。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和3年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込額を計上したところ です。

町税については、個人町民税では、コロナ禍であるものの、本町の税構造から、影響は大きくないと考えておりますが、伸びは期待できないため、0.3%増の全年度並みとし、法人町民税では、税制改正により、法人税割が令和元年10月から開始している事業年度の税率が12.1%から8.4%となっていることから、前年比5.8%減としたところ です。

また、固定資産税及び都市計画税は、令和3年度が評価替えの年であり、土地で平均2.2%の下落、建物は経年による下落を見込むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋、償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置による軽減を見込み、固定資産税で前年比10.1%の減、都市計画税で前年比9.4%の減としております。

これによりまして、町税総額は前年比4.5%減の20億3,034万3,000円を計上したところ です。

地方交付税については、地方財政計画を参考に、本町の独自要因を勘案し、計上したところ です。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところ です。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分等に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところ です。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、ラジオ局の放送機器が更新時期となるため、2か年の継続事業の整備費、アイルランドとのホストタウン交流事業、コロナ禍により企業立地や移住を促すサテライトオフィス等設置推進事業並びにスローライフ等応援事業、日本ハムファイターズ市町村応援大使事業、遠軽地区都市再生整備計画に係るまちなかイルミネーション事業、遠軽町芸術文化交流プラザ整備事業、ふるさと納税促進事業に要する経費等を計上したところとす。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システムの更新に要する経費を計上したところとす。

交通対策では、交通安全推進事業、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところとす。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところとす。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところとす。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、医科診療所及び歯科診療所の運営に要する経費を計上したところとす。

また、生田原、丸瀬布及び白滝地域の燃やさないごみの収集回数の増加に伴う経費を計上したところとす。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところとす。

農林水産業費の農業振興では、農産物栽培奨励事業、農業関係団体助成事業、農業担い手対策事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、用排水路整備事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところとす。

林業振興では、鳥獣被害防止対策に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林・林業活用事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところとす。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところとす。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところとす。



観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンターの木質バイオマスボイラー設置工事設計業務委託、虹のひろばコスモス園圃場改良工事に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、遊具施設の整備に関する経費のほか、外構、ゲレンデ、山頂トイレの整備に要する経費等を計上したところです。

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、道路関係では、岩見通道路改良舗装工事、南町4丁目1号通道路改良舗装工事、宮前2条通道路改良舗装工事、駅前線道路改良舗装工事、北支湧別川沿線道路改良舗装工事、学田1丁目5号通局部改修工事、除雪対策として、除雪専用トラックの購入に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、やまなみ団地公営住宅建設工事設計業務委託、北区団地公営住宅建設工事、末広団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、災害備蓄品、防災ガイドマップ印刷、防災用資機材等備蓄施設整備工事に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に学級数維持・生徒確保を支援するための経費も含め、計上したところです。

学校施設整備では、東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託に要する経費を計上したところです。

また、教職員住宅の環境整備では、岩見通教職員住宅の屋根塗装工事に要する経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、芸術文化交流プラザ指定管理料、埋蔵文化財センターの運営に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に、親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費等を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費、えんがる球場ブルペン整備工事など、施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となっておりますが、引き続き、町民の健康維持促進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,001人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第8期介護保険事業計画の1年目となりますので、計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,274人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、個別排水処理施設整備工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を9,107戸と予定し、収益的収入では、水道料金等5億6,806万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、5億8,050万3,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等1億6,226万3,000円、資本的支出では、岩見通（学田3丁目）水道管布設工事、宮前2条通水道管布設替工事、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事などの水道管工事及び企業債償還金等として3億8,589万1,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を6,857戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等9億8,037万円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、9億6,540万3,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等3億506万4,000円、資本的支出では、国道242号（豊里）公共下水道工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事などの管渠工事、遠軽下水処理センター消毒設備更新工事及び企業債償還金等として6億9,003万6,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります岩田ふじ子氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員を推薦したく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町行政組織条例の一部改正については、町税等に関する事務分掌を民生部から総務部に移動するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町介護保険条例の一部改正については、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正については、新規就農者等への支援内容の見直し及び手続きの簡素化を図るため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正については、令和3年3月31日をもって白滝牧野を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町水道事業の事業計画の変更に伴い、給水区域の拡大並びに給水人口及び1日最大給水量を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第8号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、町が指定する地域密着型サービス事業者等の基準等を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援事業者の基準を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正については、えんがるロックバレースキー場の遊具等施設として設置するジップラインの使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第11号工事請負契約の変更契約の締結については、令和2年度湯の里原野道路矢の根橋ほか1件、長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第12号及び議案第13号の財産の取得については、遠軽町スローライフ等応援事業に係るトレーラーハウス及び遠軽町チャレンジ屋台事業に係るキッチンカーを取得することについて、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）の主なものについ

て、御説明いたします。

歳入については、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、北海道派遣職員負担金、施設型給付費負担金、機構集積協力金交付事業補助金、北海道家庭学校礼拝堂保存事業補助金等を計上するとともに、各種大会等誘致事業補助金、芸術文化交流プラザ備品購入費、紋別空港利用促進協議会負担金、遠軽地区広域組合衛生負担金、畑作振興補助金、クロスカントリースキー大会補助金、スクールバス等運転業務委託料等の減額については、執行精査により補正するものです。

議案第15号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、被保険者数及び賦課額の増加により、広域連合保険料負担金を補正するものです。

議案第16号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料の追加、居宅介護等福祉用具購入費、高額介護サービス等費及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第18号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第19号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関連事業等について、補正予算の追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度施政執行方針及び提案要件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時05分まで、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

河原教育長。

○教育長（河原英男君） 一登壇一

令和3年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、これまでに学校の臨時休業、社会教育事業の中止や延期、社会教育施設の閉館等を行うほか、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等で感染への予防対策をまいりました。今後の状況についても不透明ではありますが、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全を尽くしてまいります。

初めに学校教育についてであります。「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」で学びあう児童・生徒が、自他の可能性を認め合い、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会をつくることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割であります。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に関わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところであります。

教育委員会としましては、その連携を基にして、知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、新学習指導要領が小学校では令和2年度に、中学校では本年度より全面実施されることから、その理念を認識し、一人一人が自分らしさを発揮し合い、学習の充実を図る「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第2には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第3には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や、自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人一人の「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進に当たって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人一人が自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと思えます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、現在、文部科学省が取組を進めている「GIGAスクール構想」において、本町では、「児童・生徒1人1台端末の整備」と、「高速大容量の校内通信ネットワーク整備」が終了いたしました。これからも効果的なICT活用による授業改善を進めてまいります。

5点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

6点目に、「信頼される学校」について申し上げます。

学校と保護者や地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。

加えて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持ち勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築し、働き方改革を進めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実に努めてまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、給与対象経費区分を拡大し、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を行ってまいります。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定めた学校施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

また、今年度につきましては、東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

学校における働き方改革は、これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行してまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、岩見通教職員住宅屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対して助成を行います。

また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

また、南中学校給食室天蓋設置工事を実施し、施設の環境整備充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人一人が、個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人一人が、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援

を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みを推進してまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能にあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たりましては、遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

また、現行の第3次中期計画が計画最終年度となることから、引き続き総合的・計画的な社会教育の振興を図るため、第4次中期計画の策定を進めてまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団



体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、その施設の多くが建設後30年以上経過するものとなっていることから、今後、有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図ってまいります。

あわせて、令和4年に完成する遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、準備を進めてまいります。

4図書館・図書室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や、歴史的な地域資料の収集、保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を生かし、本年度も引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを、関係団体との連携・協力のもと、開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、経年劣化による設備等の修繕を行い、安全に利用いただけるよう管理するとともに、計画的な施設整備の充実にも努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実にも努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度教育行政執行の方針といたします。

---

#### ◎日程第4 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、岩田ふじ子氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

住所、遠軽町西町3丁目5番地110、氏名、岩田ふじ子氏、生年月日、昭和32年1月1日。

住所、遠軽町丸瀬布西町3番地7、氏名、山本美栄子氏、生年月日、昭和30年12月20日。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地65、氏名、工藤敏広氏、生年月日、昭和27年6月27日であります。

以上の方々は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方々でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものであります。

次のページを御覧願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、新型コロナウイルス感染症予防対策資金として100万円の御寄附をいただきました、遠軽町南町4丁目2番地、清野初雄様。

まちづくり振興資金として30万円の御寄附をいただきました、遠軽町白滝616番地、吉田敏充様。

社会福祉振興資金として30万円の御寄附をいただきました、遠軽町大通北7丁目3番地35、橋田トシ子様。

まちづくり振興資金として100万円の御寄附をいただきました、遠軽町社名淵61番地1、橋本尚明様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として500万円の御寄附をいただきました、東京都新宿区西落合1丁目30番15号、株式会社関水金属様であります。

以上、4個人1法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第2号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第2号遠軽町行政組織条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、町税等に関する事務分掌を民生部から総務部に移動するためのものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町行政組織条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第2条は、各部の分掌する事務についての規定であり、民生部の第12号にある町税等に関することを総務部の第10号に規定するものであります。これによりまして、現在の民生部税務課及び民生部滞納対策室は、総務部税務課及び総務部滞納対策室といたします。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第3号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第3号遠軽町国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改定するため、本条例を定めるものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

別紙の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、同法及び特措法の規定を直接適用できるよう、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するもので、附則第5

条中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第4号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第4号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第2条第1項中、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、同項第1号中、「27,000円」を「30,000円」に、同項第2号中、「33,400円」を「37,200円」に、同項第3号中、「40,500円」を「45,000円」に、同項第4号中、「48,600円」を「54,000円」に、同項第5号中、「54,000円」を「60,000円」に、同項第6号中、「64,800円」を「72,000円」に、

0円」に、同項第7号中、「70,200円」を「78,000円」に、同項第8号中、「81,000円」を「90,000円」に、同項第9号中、「91,800円」を「102,000円」に、同条第2項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万6,200円」を「1万8,000円」に、同条第3項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「18,000円」に、「2万7,000円」を「30,000円」に、同条第4項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「18,000円」に、「37,800円」を「42,000円」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、第1項、施行期日は令和3年4月1日であります。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の遠軽町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第5号遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 議案第5号遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本案は、新規就農者等への支援内容の見直し及び手続きの簡素化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き

願います。

題名を遠軽町新規就農者等支援条例に改めるものであります。

次に、第1条中、「農業担い手の確保」の次に「及び育成」を加え、「農業を営もうとする新規就農者」を「農業経営を開始し、又は従事する者」に改めるものです。

次に、第2条から第10条までを次のように改めるものです。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、新規就農者 町内において新たに自立して農業経営を開始する者（2親等以内の親族から経営継承する者を除く。）であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者。

ア、遠軽町の住民基本台帳に記載されている者。

イ、心身共に健康で、経営開始時の年齢が50歳未満の者。

ウ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画を作成し町長の認定を受けた者。

エ、自立して農業経営を行うまでの間、町内においておおむね1年以上の農業研修等により営農技術、経営管理、気候、土地条件等について習得するとともに、農業生活での地域連携を図る者。

第2号、新規農業従事者 町内において2親等以内の親族が経営する農業経営体（一戸一法人以外の法人を除く。）に就農する者（経営者の配偶者を除く。）であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者。

ア、遠軽町の住民基本台帳に記載されている者。

イ、心身ともに健康で、就農時の年齢が50歳未満の者。

ウ、年間における農業従事日数が150日以上となる者。

エ、基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画を作成し町長の認定を受けた農業経営体に就農する者。

新規就農者の事前届出、第3条、新規就農者は、農業経営開始を予定する日の1年前までに規則で定める届出書に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

以上、第2条と第3条を改めるものです。

次に、第4条から第7条までは削除するものです。

次に、新規就農奨励金及び農地賃借料助成金、第8条、町長は、新規就農者及び新規農業従事者（以下「新規就農者等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を交付するものとする。

第1号、新規就農奨励金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア、新規就農者 一経営体200万円。

イ、新規農業従事者 1人60万円。

第2号、農地賃借料助成金 農地保有合理化事業又は基盤強化法第4条第3項第1号の

規定による利用権の設定により、新規就農者が経営開始の日から5年以内に借り受けした農用地等の年間賃借料の2分の1以内の額とし、40万円を限度とする。この場合において、助成の期間は経営開始の日から5年以内とする。

2項、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、新規就農奨励金及び農地賃借料助成金（以下「奨励金等」という。）の交付の対象としない。

第1号、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成21年遠軽町条例第28号）第2条第1号に規定する町税等の滞納がある者。

第2号、過去に奨励金等（前項第1号イを除く。）の交付を受けたことがある者。

奨励金等の交付申請、第9条、奨励金等の交付を受けようとする新規就農者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに規則で定める申請書に係書類を添えて町長に提出しなければならない。

第1号、新規就農奨励金 経営開始又は就農の日から60日以内。

第2号、農地賃借料助成金 毎年1月末日。

以上、第8条と第9条を改めるものです。

次に、第10条中、「関係機関と協議し、奨励金等交付の可否を決定するとともに、新規就農奨励金・農地賃借料助成金交付決定書を申請者に交付」を「必要に応じ関係機関と協議し、予算の範囲内において奨励金等の交付の可否を決定し、規則で定める決定通知書により申請者に通知」に改めるものです。

次に、第13条を削るものです。

次に、第12条第2項中「新規就農者変更申請書」を「規則で定める申請書」に改め、同条を第13条とするものです。

次に、第11条中「奨励金等の交付を受け、又は受けようとする者」を「奨励金等の交付を受けた者」に、「奨励金等を交付せず、あるいは」を「奨励金等の」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「廃止し、又は休業」を「廃業又は休業若しくは離職」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号中「違背」を「違反」と改め、同号を同条第3号とし、同条を第12条とするものです。

第10条の次に次の1条を加えるものです。

状況報告、第11条、奨励金等の交付の決定を受けた新規就農従事者は、就農の日から1年を経過したときは、その日から60日以内に規則で定める報告書を町長に提出しなければならない。

別紙3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項、施行期日を令和3年4月1日から施行する。

第2項、経過措置といたしまして、この条例による改正前の遠軽町新規就農者誘致促進条例第10条の規定による奨励金等交付の決定を受けた者の奨励金等については、なお従前の例による。



次に、第3項、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正といたしまして、参考資料4ページを御覧ください。遠軽町町税等の滞納に関する制限措置に関する条例新旧対照表でございます。

別表第2、奨励金の項中、「新規就農者誘致促進奨励事業」を「新規就農者等支援事業」に改めるものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本条例は、令和3年3月31日をもって白滝牧野を廃止することから、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町牧野条例の一部を改正する条例の内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町牧野条例第2条は、牧野の名称、位置及び面積等を記載するものでありまして、第2条の表中、白滝牧野を削除するものであります。

別紙に戻りまして、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第11 議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町水道事業の事業計画の変更に伴い、給水区域の拡大並びに給水人口及び1日最大給水量を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。別紙は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、新旧対照表をお開き願います。

経営の基本のうち、給水区域について規定している第2条第2項第1号イ、一部の区域に、「若咲内」を加え、同項第2号、給水人口を「18,555人」から「17,636人」に改め、同項第3号の1日最大給水量を「9,539立法メートル」から「9,524立法メートル」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は交付の日から施行するものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

食事のため、1時まで、暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

---

午後12時57分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第12 議案第8号及び日程第13 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 議案第8号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について、日程第13 議案第9号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上、議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(古賀伸次君) 議案第8号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、町が指定する地域密着型サービス事業者等の基準等を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表第1条関係。

本条例は、国の定める同じ名称の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、1点目として、高齢者虐待防止に関する基準の規定の追加であります。

1ページ、第3条第3項、4ページ、第40条の2に規定するほか、それぞれの介護サービスの運営規定に規定を追加するものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で課題となりました業務継続計画の策定及び感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関する規定の追加であります。

2ページ、第32条の2、3ページ、第33条第3項、7ページ、第59条の16第2項、20ページ、第171条第2項第3号に規定するものです。

3点目は、ICTの活用に関する規定の追加であります。

1ページ、第3条第4項に情報の活用、3ページ、第33条第3項、第39条ほか、それぞれの介護サービスでテレビ電話の利用、24ページ、第203条に電磁的記録を規定するものです。

4点目は、ハラスメント対策に関する規定の追加であります。

2ページ、第32条第5項、6ページ、第56条第5項ほか、それぞれの介護サービスでハラスメントについて規定するものです。

5点目は、通所系、居住系、施設系サービスの共通事項としまして、認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定の追加であります。

7ページ、第59条の13第3項、16ページ、第123条第3項ほか、それぞれの介護サービスで規定するものです。

6点目は、地域と連携した災害への対応の強化の規定の追加であります。

7ページ、第59条の15第2項で規定するものです。

7点目は、過疎地域等におけるサービス提供の確保の規定の追加であります。

13ページ、第101条第2項で規定するように、小規模多機能型居宅介護サービスが進まないことから、規定するものであります。

8点目は、認知症対応型共同生活介護に関する規定の修正及び追加でありまして、13ページ、第110条第1項に夜勤職員体制の見直し、14ページ、第9項に計画作成担当者の配置基準の緩和、15ページ、第117条第8項に外部評価に係る運営推進会議の活用を規定するものであります。

9点目は、施設系サービスの共通事項としまして、18ページ、第151条で、配置基準の見直し、20ページ、第163条の2に栄養管理、第163条の3に口腔衛生の管理に関する規定を追加し、21ページ、第180条でユニット型設備の見直しに関する修正をするものであります。

次に、26ページを御覧ください。

遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表第2条関係。本条例は、国が定める同じ名称の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省第37号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、さきに説明いたしました第1条関係の内容と同じく、高齢者虐待防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、ICT

の活用及びハラスメント対策に関する事項について定めるものであります。

次に、29ページを御覧ください。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表第3条関係、本条例は、国の定める同じ名称の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、さきに説明いたしました第1条関係の内容と同じく、高齢者虐待防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、ICTの活用、ハラスメント対策及び通所系、居住系、施設系、多機能系サービスの事項について定めるものであります。

別紙21ページに戻りまして、第1項、施行期日は令和3年4月1日であります。

経過措置としまして、第2項、虐待の防止から、第11項、指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置について、それぞれ規定するものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第9号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援事業者の基準を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表。

本条例は、国の定める同じ名称の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、1点目として、高齢者虐待防止に関する基準の規定の追加であります。

1ページ、第3条第5項、2ページ、第20条第6号、3ページ、第29条の2に規定するものです。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で課題となりました業務継続計画の策定及び感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関する規定の追加であります。

3 ページ、第 21 条の 2、第 23 条の 2 に規定するものです。

3 点目は、ICT の活用に関する規定の追加であります。

1 ページ、第 3 条第 6 項に情報の活用、2 ページ、第 15 条第 9 号にテレビ電話の利用、4 ページ、第 33 条に電磁的記録を規定するものです。

4 点目は、職場における人材確保やハラスメント対策に関する規定の追加及び経過措置の延長であります。

1 ページ、第 5 条第 2 項に主任介護支援専門員について。

3 ページ、第 21 条第 4 項にハラスメントについて。

4 ページ、附則第 2 項、第 3 項に、管理者について規定するものです。

5 点目は、居宅サービス計画に位置づけられた各サービスの説明に関する規定の追加であります。

1 ページ、第 6 条第 2 項、2 ページ、第 15 条第 20 号の 2 を規定するものであります。

別紙 4 ページに戻りまして、第 1 項施行期日は令和 3 年 4 月 1 日とする。ただし、第 15 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から、附則の改正規定は交付の日から施行する。

経過措置としまして、第 2 項虐待の防止、第 3 項業務継続計画の策定等、第 4 項感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について、それぞれ規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案 2 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 8 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

次に、議案第 9 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、議案 2 件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案 2 件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 8 号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正する省令の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、えんがるロックバレースキー場の遊具等施設として設置するジップラインの使用料を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正する条例。

この条例の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正する条例。

別表第3に次のように加えます。

「ジップライン」、「一般」、「6,500円」、「ジップライン」、「小学生以下」、「5,500円」。

別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和3年9月30日までの間において規則で定める日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 2点について質問いたします。

まず1点目は、ジップラインの関係のシーズン中の見込みというのはどのぐらい見込んでいるのか、これが一つ。

もう一つは、条例で一般で6,500円、小学生以下で5,500円という設定になっていますけれども、例えばこれ、夫婦と子ども2人で利用した場合の合計金額というのは2

万4,000円になるという、こういう計算になるのですけれども、果たしてそれだけの高額な料金で利用する人がどれだけいるのか、それが一つ心配としてあるのですけれども、例えば町民割であるとか、あるいは食事、レストランの食事とセットであるとか、あるいは家族割であるとか、それから、他の遊具とのセット料金を設定するとか、そうしたような考え方があるのかないのか、そこら辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず第1点目、シーズン中の年間の見込みはどの程度とのことでございました。他のジップライン施設を調査いたしましたところ、施設設置場所の市町村における観光入込客数の約0.75%が年間利用者数として見込めるところでございます。遠軽森のオホーツクの通年営業に伴いまして、町の観光入込客数を80万人とした場合、その0.75%は6,000人となることでございますが、昨今のコロナ禍の影響を踏まえまして、ジップラインの想定年間利用者数は6,000人の80%程度である4,800人程度、年間の利用者数として見込んでいるところでございます。

次に、第2点目、この料金が高額であるということをお指摘いただきまして、あわせて町民割り引きですとか、食事とのセット料金等についての考え方ということについての御質問でございました。こちら、料金につきましては、ほかの国内のジップライン施設、国内12施設の料金を参考に設定した金額でございまして、町としましては、今回整備するジップラインの規模に見合った金額と考えているところでございます。

なお、今回設定する金額は、あくまで上限額でございまして、今回の条例改正はこの金額で供用開始することを決定するものではないということをお申し添えさせていただきますとともに、今後、オープンに向けて、指定管理者のほうで、例えばセット料金ですとか、例えば町民の割り引きですとか、そういったことも踏まえまして、検討の上、供用開始の値段を決めていくということになるかと思われましますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 料金の設定は、これから指定管理者と協議をするという説明でしたけれども、条例をつくった立場として、少しでも料金を下げるような、そういう働きかけというのは行っていくようなことは考えているのかどうか、それを聞きたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

料金引き下げについてということですが、こちら、料金設定に当たっては、国内の施設の料金を参考に決定いたしまして、おおむね、やっぱりジップラインの規模が大きくなると料金が高くなるという傾向にございます。それで、町の今回整備するジップラインですけれども、今回、国内でも珍しい、1ラインが500メートルを超える大型の



ジップラインであること、また、国内の大型ジップラインで最大級の急勾配であるといったことで、規模からしても、設定料金は規模に見合ったものと考えているところですが、指定管理者から料金を下げて実施したいといったような話があった際には、そういった指定管理者の民間の感覚ですとか、そういったことも踏まえながら応じていきたいと、検討していきたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

前島議員。

○10番（前島英樹君） 今の佐藤議員ともちょっと重複してしまうのですが、改めてお聞きいたします。

利用料の6,500円の部分、どれぐらい、人数がどうなるかということで、4,800人で、人数はわかりましたけれども、この6,500円、これは上限でしょうけれども、この数字が出てきた根拠という部分をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

料金設定の詳細についてでございますが、料金設定に当たりましては、国内の12施設の利用料金を参考に算出しておりますが、各施設の規模が異なることから、ジップラインの全長から求められる平均的な料金を参考としているところでございます。調査した利用料金をもとに、1メートル当たりの長さをそれぞれの施設から算出したところ、調査した利用料金をもとに算出した大人、子どもそれぞれにおけるコースの長さ1メートル当たりの平均額は、大人5.6円、子ども4.8円となっております。この大人5.6円、子ども4.8円に当町のジップラインの長さ1,145メートルを乗じて料金を算出した場合、大人6,412円、子ども5,496円となるところでございます。これを参考といたしまして、それぞれ端数を切り上げ、大人料金として6,500円、小学生以下の子ども料金として5,500円を上限料金として設定するものでございます。

○議長（前田篤秀君） 10番前島議員。

○10番（前島英樹君） ほかのジップライン等の利用料金を参考にしながら算出したということですが、例えばこのジップラインを建設する、これから予算が上がってくるのかな、3億5,000万円というふうに聞いてございます。それが何年乗れて、そしてその運営に対してどれぐらいの運営費が年間かかるのか、そうした部分から4,800人という利用を見込んで割ったという、正直なところ、もうかる施設ではないとは思いますが、そういう算定はしなかったのかということと、これをつくるに当たって、やはり遠軽町にとって、これ、利用料だから違うかな、どういう効果が、利用料金だけではなくて、道の駅オホーツク全体の例えば観光客の底上げになるのだという部分を考慮していただいて、先ほど佐藤議員の質問にもありましたように、金額に関してはなるべくやはり安い料金を設定をしていただければというふうに思います。もう1回、算定の基準、利用料金で、要は3億5,000万円ということペイするということは考えていないというこ

とですか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ジップラインの利用について、投資した資金についてですけれども、今回設定する料金に基づきまして、年間利用者数4,800人、そして利用者における大人と子どもの割合、これを他の施設を参考に、大人70%、子ども30%の割合とした場合に、町の試算では令和9年度、令和3年の9月から開始して6年後には投じた資金分を回収できるものと見込んでいるところでございます。

なお、御指摘ありました料金を少なくといったことに対しましては、町の議会でそういった意見が出たということも指定管理者に申し伝えまして、検討いただくということを考えております。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、お二方の議員から、料金についての御質問がありました。その中で、ちょっとこの施設、道の駅の施設についての考え方を、再度私のほうから申し上げたいと思います。

今、仮にジップラインの話になりましたけれども、ジップラインは、あそこでジップラインで稼いで、少しでも道の駅の、今、指定管理料を払っていますよね。それをできるだけ圧縮する、そして最終的にはゆくゆくはあそこが独自で、収入で道の駅、そしてスキー場が回るようにしたいという計画で、先ほど課長のほうでもお話ししましたけれども、何年で回収できるというお話でしたね。そういう計算に基づいて、各々施設を、道の駅、スキー場の施設を計算して、今、つくったわけです。3億円ですけれども、その計算については、多分お話ししていると思うのですけれども、交付税算入分を調整したりしております。そういう意味で、6年とさっき課長が答弁したのかな、大体、そういう計算にしております。ということです。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 同じような質問を常任委員会でやって、お答えもほぼ同じなのですけれども、一番最後に町長が言われた、回収する年数というのは常任委員会のお話では10年という話だったのですけれども、6年、どっちが正しいのですか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

投資した資金の回収見込みですけれども、令和9年度を見込んでおりまして、令和3年9月から開始した場合、その6年後の令和9年度ということで御理解いただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 10年なのか6年なのかと、今、6年の話だったので、では常任委員会の中の10年というのは、それはちょっと勘違いか何かの発言だったのでしょう

か。聞き違いだったらそれで終わりなのですからけれども。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申し訳ございません、私が令和10年、もしくは10年後と言った答弁の記憶はないのですけれども、正しくというか、現時点での見込みとしては令和9年度で、令和3年9月から開始して6年後ということでございますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

○5番（一宮龍彦君） わかりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第11号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第11号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

橋脚保護工の一部工法変更及び概数数値の確定による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度湯の里原野道路矢の根橋ほか1件長寿命化工事であります。

契約金額は、変更前、6,468万円、変更後、6,707万8,000円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、昨年9月7日、議会の議決をいただき、契約を締結し、本年3月19日の完成を予定しているところでありますが、工法変更等の設計変更による変更後の契約金額を239万8,000円増額する変更契約であります。

また、この変更にかかる仮契約は2月24日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第16 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第12号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第12号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、トレーラーハウス1台であります。

取得の方法は、随意契約でありまして、入札参加資格者の中で唯一当該業務の物品の調達が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約で取得するものであります。

取得価格は893万2,000円。

取得の相手方は、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜であります。

この財産の取得につきましては、2月22日、株式会社渡辺組と見積もり合わせを行い、893万2,000円で決定しております。

見積もり合わせの執行状況につきましては、配付をしております財産の取得または処分にかかる入札等状況の一覧表、1番に記載をしておりますので、御参照を願います。

なお、株式会社渡辺組とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、7月30日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第12号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第13号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第13号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長(会津靖朗君) 議案第13号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、キッチンカー1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,039万5,000円であり  
ます。

取得の相手方は、遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場、代表取締役、佐渡淳道であります。

この財産の取得につきましては、2月22日、入札参加資格者のうち、特殊用途車両を扱っており、かつ当該車両に不具合が生じても迅速に対応できるよう、町内に整備工場を有しているもの、有限会社国枝モータースほか3社により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が1,039万5,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得または処分にかかる入札等状況の一覧表2番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、12月30日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

一宮議員。

○5番(一宮龍彦君) これも委員会の中の話でお聞きしているのですけれども、これ、利用方法というのは、イベント等の関連で使いたいという話だけだったと思うのですけれども、これって、思いますと、災害のときに炊き出しの道具としても使えるのではないかという部分のことも考えているのですが、その辺のところの利用方法というのは、今考えておられる用途を広げていくという考え方はあるのでしょうか。そうなってくると、購入する価値もなお一層高まると思うのですけれども。

○議長(前田篤秀君) 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、常任委員会の際に御説明した内容としては、イベントのほかにも、新規起業を目指される方だとか、新たにそういった事業展開を進めていきたいという方に対しても貸し出しをするということと考えております。あくまでも新型コロナの対策の一環でございますが、将来的には、今御意見がございましたとおり、防災という部分についても十分利用はできるものというふうには考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第14号から日程第22 議案第19号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第14号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）、日程第19 議案第16号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第20 議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第18号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第22 議案第19号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、5件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第14号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億151万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を194億7,668万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金に 6 2 万 6, 0 0 0 円追加し、総額を 4 6 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。

1 0 款地方特例交付金につきましては、1 項地方特例交付金に 4 4 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 1, 4 4 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。

1 1 款地方交付税につきましては、1 項地方交付税に 2, 7 6 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 6 9 億 3, 6 1 1 万円とするものです。

1 4 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料を 3 5 6 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 3 億 8, 4 5 3 万 8, 0 0 0 円とするものです。

1 5 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金に 1, 6 7 2 万 8, 0 0 0 円を追加、2 項国庫補助金を 1, 3 9 9 万 8, 0 0 0 円減額し、総額を 4 2 億 3, 7 8 8 万 5, 0 0 0 円とするものです。

1 6 款道支出金につきましては、1 項道負担金に 5 7 0 万 6, 0 0 0 円を追加、2 項道補助金に 1 億 1 2 5 万 7, 0 0 0 円を追加、3 項委託金を 2 9 0 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 8 億 1, 0 0 5 万 6, 0 0 0 円とするものです。

1 7 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入に 1 2 万 4, 0 0 0 円を追加、2 項財産売払収入を 1 8 3 万円減額し、総額を 1 億 4, 1 4 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 8 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 3, 4 9 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 6, 9 6 6 万円とするものです。

1 9 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金を 3 億 1, 1 6 5 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 7 億 5 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

2 1 款諸収入につきましては、5 項雑入に 1 0 0 万円を追加し、総額を 2 億 1, 8 8 8 万 4, 0 0 0 円とするものです。

2 2 款町債につきましては、1 項町債を 2 億 6, 0 0 2 万 3, 0 0 0 円減額し、総額を 2 8 億 4, 1 5 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。

これにより、歳入合計 1 9 8 億 7, 8 2 0 万 2, 0 0 0 円から 4 億 1 5 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 9 4 億 7, 6 6 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費を 1 億 4, 6 6 5 万 8, 0 0 0 円減額、5 項統計調査費を 2 2 3 万 3, 0 0 0 円減額し、総額を 6 8 億 3, 0 3 2 万 4, 0 0 0 円とするものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費に 6 6 万 3, 0 0 0 円を追加、2 項児童福祉費に 2, 6 3 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 9 億 6, 7 4 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

4 款衛生費につきましては、1 項保健衛生費を 2 3 0 万 7, 0 0 0 円減額、2 項清掃費

を1,793万2,000円減額し、総額を13億9,103万9,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に6,527万6,000円を追加、2項林業費を172万3,000円減額し、総額を6億3,721万1,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を6,166万9,000円減額し、総額を10億2,642万円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に5万8,000円を追加、2項道路橋梁費を1億2,687万8,000円減額、3項河川費を86万円減額、4項都市計画費を1,423万4,000円減額、5項下水道費に119万2,000円を追加、6項住宅費を3,383万1,000円減額し、総額を19億5,792万6,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を6,348万1,000円減額し、総額を9億341万3,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を373万2,000円減額、2項小学校費を110万2,000円減額、3項中学校費を68万6,000円減額、4項学校給食費を502万円減額、5項社会教育費に217万5,000円を追加、6項保健体育費を988万8,000円減額し、総額を12億4,840万5,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を500万円減額し、総額を23億8,594万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計198億7,820万2,000円から4億151万5,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の194億7,668万7,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、遠軽ラジオ局放送機器更新事業、7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業、9款消防費1項消防費、防災用資機材等備蓄施設整備事業の総額及び年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表、繰越明許費補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業4億3,884万1,000円、3款民生費1項社会福祉費、民間社会福祉施設整備事業608万1,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、減収補填債3,850万円を追加するものです。

地方債の変更につきましては、遠軽ラジオ局放送機器整備事業から臨時財政対策債まで



の限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

15ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費177万9,000円の減額につきましては、執行精査による普通旅費及び交際費の減額、通信運搬費20万円の追加、執行見込みによる遠軽地区広域組合議会事務局費負担金の減額、北海道との協定に基づく派遣職員負担金161万5,000円を計上するものです。

職員研修事業165万円の減額につきましては、執行精査による普通旅費及び職員研修受講負担金の減額です。

5目財産管理費、本庁舎管理事業54万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のために窓の開閉を行っていることにより、暖房用の燃料費が不足するため、追加するものです。

ラジオ聴取環境整備事業69万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、遠軽ラジオ局放送機器更新工事を減額するものです。

6目企画費、企画一般経費500万円の減額、大会誘致事業150万円の減額、ふるさと交流事業51万円の減額、移住定住促進事業100万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止や執行見込みによる減額です。地域拠点施設整備事業1億4,610万3,000円の減額につきましては、芸術文化交流プラザの工期延長による光熱水費及び手数料の減額。太陽光発電設備設置工事の事業費確定による減額。工期延長により、備品購入費を令和3年度予算に計上し直すことから、未執行分を減額するものです。ふるさと寄附金促進事業170万5,000円につきましては、寄附件数及び金額が増加していることから、必要な通信運搬費、手数料及び受付等業務委託料を追加するものです。

8目交通対策費、交通安全施設管理事業136万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により、遠軽地域生活安全灯改修工事を減額するものです。紋別空港利用促進事業1,050万円の減額につきましては、執行見込みにより、紋別空港利用促進協議会負担金及び利用促進助成金を減額するものです。

10目自治振興費、安全安心まちづくり事業110万円の減額につきましては、事業未実施による安全安心まちづくり協議会補助金の減額です。

13目ジオパーク推進費、ジオパーク推進事業80万円の減額につきましては、各種大会等の中止または延期による旅費の減額です。

15目基金運営費、基金運営事業2,580万2,000円につきましては、預金利子により財政調整基金積立金9万8,000円、減債基金積立金3,000円を追加、指定寄附金15件、ふるさと納税寄附金1,306件及び預金利子によりまちづくり振興基金積立

金に1,438万5,000円を追加、預金利子により地域振興基金積立金1万6,000円を追加、企業版ふるさと納税5件、1,130万円により、まち・ひと・しごと創生基金積立金を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業460万円につきましては、公共施設等の維持管理体制を継続するため、指定管理者に対する持続化助成金として、道の駅遠軽森のオホーツク分を追加するものです。特別定額給付金給付事業につきましては、事業費の確定により730万8,000円を減額するものです。

5項統計調査費1目統計調査総務費、国政調査事業につきましては、事業費の確定により223万3,000円を減額するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業66万3,000円につきましては、介護保険制度改正等に伴うシステム改修にかかる介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業2,635万5,000円につきましては、利用人数の増加により、施設型給付費負担金2,514万2,000円、施設等利用給付負担金121万3,000円を追加するものです。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、上水道事業460万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内飲食店及び宿泊施設業者への支援として、令和2年3月から7月の5か月間、水道料金及び下水道使用料免除を行ったもので、水道料金免除分を水道事業会計繰出金に追加するものです。

5目診療所費、歯科診療所運営事業691万6,000円の減額は、医療機器購入の額の確定により、備品購入費を減額するものです。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業259万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

2目塵芥処理費、ごみ収集事業835万円の減額につきましては、指定ごみ袋購入費の確定により、消耗品費を減額するものです。ごみ処理場管理事業380万1,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

3目し尿処理費、し尿処理事業318万4,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業関係団体助成事業272万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の実施ができなかったため、畑作振興補助金を減額するものです。農業振興一般経費7,036万5,000円につきましては、生田原地域の耕畜連携農業法人が実施する農地の集積、集約化事業に対して、北海道の間接補助により補助金を計上するものです。

5目農地費、営農飲雑用水整備事業236万9,000円の減額につきましては、事業費の確定により、委託料及び工事請負費を減額するものです。

2項林業費1目林業振興費、町有林整備事業121万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、造林事業請負費を減額するものです。森林経営管理事業51万円の減額につきましては、事業費の確定により、植栽活動業務委託料を減額するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、物産振興事業200万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ふるさと物産紹介事業報償費を減額するものです。企業振興促進助成事業334万円につきましては、新たに助成対象の企業が増えたことにより、企業振興促進補助金を追加するものです。

3目観光費、地域イベント事業2,136万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止もしくは内容を変更し実施したことから、補助金を減額するものです。湧別原野クロスカントリースキー大会事業2,250万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止となったことによる大会負担金及び補助金の減額です。観光関係団体助成事業1,800万円の減額につきましては、観光庁の補助事業、滞在コンテンツ造成実証事業への申請事業が不採択となったため、遠軽町観光振興協議会補助金を減額するものです。

4目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク管理事業114万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事を減額するものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費5万8,000円につきましては、土地開発基金で保有する土地の貸付料及び基金利子により、土地開発基金繰出金を追加するものです。

2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業1,060万2,000円の減額につきましては、事業費の確定により委託料を、事業の見送りにより工事負担金をそれぞれ減額するものです。

3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業1億1,627万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により、用地確定測量業務委託料及び道路改良舗装工事をそれぞれ減額するものです。

3項河川費1目河川総務費、河川管理事業86万円の減額につきましては、事業費の確定により、トウナイ川河川維持工事を減額するものです。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業1,100万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったことから、地積調査事業永久杭埋設業務委託料を減額するものです。

2目街路事業費、街路新設改良事業323万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により、3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事を減額するものです。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業119万2,000円につきましては、事業費精査による個別排水処理事業特別会計繰出金146万5,000円の減額、新型コロ

ナウイルス感染症拡大により飲食店及び宿泊施設業者の支援策として行った下水道使用料免除分の下水道事業会計繰出金265万7,000円を追加するものです。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅管理事業34万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により、豊里団地公営住宅浄化槽撤去工事を減額。定住促進住宅管理事業583万円の減額につきましては、事業費の確定により、林友団地定住促進住宅水洗化工事を減額するものです。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業2,765万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、北区団地公営住宅建設工事設計業務委託料からあけぼの団地公営住宅解体工事までをそれぞれ減額するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、消防事業6,170万1,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。防災対策事業178万円の減額につきましては、事業費の確定により、防災用資機材等備蓄施設整備工事を減額するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、スクールバス運行事業373万3,000円の減額につきましては、額の確定により、スクールバス等運転業務委託料を減額するものです。奨学資金貸付事業1,000円につきましては、基金利子による奨学資金貸付基金繰出金の追加です。

2項小学校費3目学校建設費、小学校建設事業110万2,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事請負費を減額するものです。

3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業68万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事請負費を減額するものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業502万円の減額につきましては、学校休業の影響による燃料費及び光熱水費の減額、事業費の確定による生田原学校給食センターボイラー改修工事の減額です。

5項社会教育費1目社会教育総務費、青少年育成事業130万円の減額及び講演会・講座研修事業225万円の減額につきましては、執行見込みにより減額するものです。文化財保護活用事業680万円につきましては、社会福祉法人北海道家庭学校が実施する北海道指定有形文化財である北海道家庭学校礼拝堂の保存修理事業に対して、地域づくり総合交付金の採択を受け、補助金を計上するものです。

4目社会教育施設費、基幹集落センター管理運営事業107万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により、基幹集落センタートイレ改修工事を減額するものです。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業250万円の減額につきましては、執行見込みにより、社会体育振興補助金を減額するものです。保健体育一般経費738万8,000円の減額につきましては、執行見込みにより、バス借上料及び社会体育振興補助金を減額するものです。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子500万円の減額につきましては、町債償還利子を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開き願います。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、62万6,000円の追加です。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金につきましては、444万4,000円の追加です。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税につきましては、普通交付税2,765万5,000円の追加です。

14款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料につきましては、太陽の丘えんがる公園使用料290万7,000円の減額です。

7目教育使用料につきましては、生田原宿泊研修施設使用料66万円の減額です。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,672万8,000円につきましては、施設型給付費負担金1,612万2,000円、施設等利用給付負担金60万6,000円の追加です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金731万3,000円の減額につきましては、特別定額給付金給付事業の事業費確定による事業費補助金及び事務費補助金の減額です。

4目農林水産業費国庫補助金148万6,000円の減額につきましては、営農飲雑用水整備の事業費確定による農地耕作条件改善事業補助金の減額です。

5目土木費国庫補助金519万9,000円の減額につきましては、対象事業費の確定による道路改良事業交付金の減額、除雪機械購入費交付金及び地域住宅交付金の追加です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金570万6,000円につきましては、施設型給付費負担金540万3,000円、施設等利用給付負担金30万3,000円の追加です。

2項道補助金1目総務費道補助金2,420万円につきましては、芸術・文化交流プラザ整備に係る地域づくり総合交付金の追加です。

4目農林水産業費道補助金7,036万5,000円につきましては、農地の集積、集約化事業に対する機構集積協力金交付事業補助金の追加です。

8目教育費道補助金669万2,000円につきましては、南中学校バリアフリー改修工事及び北海道家庭学校礼拝堂保存事業に係る地域づくり総合交付金の追加です。

3項委託金1目総務費委託金290万7,000円の減額につきましては、額の確定による国勢調査委託金の減額及び各種統計調査委託金の追加です。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金12万4,000円につきましては

は、基金利子の追加です。

2項財産売払収入2目物品売払収入183万円の減額につきましては、ふるさと物産紹介事業に係る物品売払代金の減額です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金748万円につきましては、まちづくり振興資金として15件の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金2,744万7,000円につきましては、1,311件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、1億8,317万7,000円を減額、3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、1億2,797万円を減額、5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、51万円を減額するものです。

21款諸収入5項雑入6目雑入100万円につきましては、第25回記念コスモス開花宣言花火大会に係るいきいきふるさと推進事業助成金の追加です。

22款町債1項町債1目総務債3,920万円の減額につきましては、遠軽ラジオ局放送機器整備事業債及び芸術文化交流プラザ整備事業債、生活安全灯整備事業債の減額です。

2目衛生債780万円の減額につきましては、医療機器整備事業債及び給水施設整備事業債の減額です。

3目農林水産業債90万円の減額につきましては、営農飲雑用水整備事業債の減額です。

4目商工債4,130万円の減額につきましては、いこいの森整備事業債及び道の駅整備事業債の減額です。

5目土木債1億8,310万円の減額につきましては、道路橋梁事業債及び除雪機械整備事業債、道路新設改良事業債、街路新設改良事業債、公営住宅整備事業債、河川浚渫推進事業債の減額です。

6目消防債1,830万円の減額につきましては、消防車両整備事業債及び防災用資機材等備蓄施設整備事業債の減額です。

7目教育債60万円の減額につきましては、スクールバス整備事業債の減額です。

8目臨時財政対策債につきましては、732万3,000円の減額です。

9目減収補填債につきましては、3,850万円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2時15分まで、暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

---

午後 2時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第16号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,718万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億353万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

2款分担金及び負担金につきましては、1項負担金に74万5,000円を追加し、総額を967万2,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、1項支払基金交付金に105万9,000円を追加し、総額を5億5,088万9,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に105万5,000円を追加し、総額を3億861万7,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に4,000円を追加し、総額を1万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に66万3,000円を追加、2項基金繰入金を5,090万5,000円減額し、総額を3億3,041万1,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に6,456万2,000円を追加し、総額を9,697万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億8,634万9,000円に1,718万3,000円を追加し、総額を22億353万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、3項介護認定諸費に140万8,000円を追加し、総額を4,754万9,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に200万円、2項高額介護サービス等費に377万1,000円をそれぞれ追加し、総額を19億7,124万5,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に1,000万4,000円を追加し、総額を1,382万1,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億8,634万9,000円に1,718万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億353万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費3項介護認定諸費1目介護認定審査会費、介護認定審査会費140万8,000円の追加につきましては、介護保険制度改正等に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料の追加であります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費200万円の追加につきましては、実績見込み精査に伴う居宅介護等福祉用具購入費の追加であります。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額サービス等費377万1,000円の追加につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金、基金積立金1,000万4,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金1項負担金1目認定審査会負担金74万5,000円の追加につきましては、介護保険制度改正等に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託による2町負担金の追加であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金105万9,000円の追加につきましては、令和元年度介護給付費支払基金交付金の実績精査に伴う過年度分に追加であります。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金105万5,000円の追加につきましては、令和元年度介護給付費負担金の実績精査に伴う過年度分の追加であります。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金4,000円の追加につきましては、基金利子の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金66万3,000円の追加につきましては、介護保険制度改正等に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託による事務費一般会計繰入金の追加であります。

2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金5,090万5,000円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金6,456万2,000円の追加につきましては、令和元年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。



令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,934万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,797万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を60万円減額し、総額を40万円とするものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2項手数料を1万2,000円減額し、総額を297万6,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を146万5,000円減額し、総額を866万7,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に4万3,000円を追加し、総額を4万4,000円とするものです。

5款諸収入につきましては、1項雑入に168万6,000円を追加し、総額を268万6,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を3,900万円減額し、総額を2,320万円とするものです。

これによりまして、歳入合計7,732万1,000円から3,934万8,000円を減額し、総額を3,797万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を3,934万8,000円減額し、総額を3,573万2,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計7,732万1,000円から3,934万8,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の3,797万3,000円とするものです。

次に、第2表、地方債について御説明いたします。

3ページをごらん願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により、限度額を6,220万円から2,320万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費 1項個別排水処理費 1目一般管理費、一般管理事業 9万7,000

円の減額につきましては、事業の執行精査により手数料を減額するものです。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業3,925万1,000円の減額につきましては、事業の執行精査により、浄化槽設置工事設計業務委託料及び浄化槽設置工事をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金60万円の減額につきましては、個別排水受益者分担金の減額です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料1万2,000円の減額につきましては、個別排水検査手数料の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金146万5,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金4万3,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

5款諸収入1項雑入1目雑入168万6,000円につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う雑入の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債3,900万円の減額につきましては、個別排水処理施設整備事業債の減額です。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第2条は、令和2年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を460万9,000円減額、第2項営業外収益を460万9,000円追加し、総額を5億4,817万1,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第2項営業外費用を500万円追加し、総額を5億8,724万5,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「2億931万3,000円」を「2億1,027万9,000円」に、「1億6,685万2,000円」を「1億7,326万8,000円」に、「795万円」を「250万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を3,780万円減額、第4項工事負担金を619万3,000円追加し、総額を8,244万1,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を3,064万1,000円減

額し、総額を2億9,272万円とするものです。

第4条は、予算第5条の企業債の表中、浄水道整備事業の限度額「1億310万円」を「6,530万」に改めるものです。

第5条は、予算第8条中「企業債償還」の次に、「並びに新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する水道料金の免除による減額分」を加え、「924万円」を「1,384万9,000円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金460万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する水道料金の免除による減額です。

2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金460万9,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する水道料金の免除による減額分の補填にかかる一般会計繰入金の追加です。

支出につきましては、1款水道事業費用2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税500万円は、消費税及び地方消費税の確定申告時の仕入れ控除税額の減少による支払消費税の追加です。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債3,780万円の減額につきましては、事業の執行精査による水道事業債の減額です。

4項工事負担金1目工事負担金2節配水管負担金619万3,000円は、事業の執行精査による生田原安国水道管移設工事保証金の減額、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事補償金の追加です。

次に、支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費23節工事請負費889万3,000円の減額につきましては、事業の執行精査による道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事、生田原安国導水管移設工事の減額です。

2目配水管布設費23節工事請負費2,174万8,000円の減額につきましては、事業の執行精査による水道管布設工事及び水道管布設替え工事の減額です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、令和2年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第1項営業収益を265万7,000円減

額、第2項営業外収益を111万6,000円減額し、総額を10億1,415万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を371万円減額し、総額を9億6,506万8,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「3億5,940万9,000円」を「3億5,475万8,000円」に、「2億5,928万4,000円」を「2億3,166万円」に、「繰越利益剰余金処分数額5,702万7,000円」を「減債積立金8,000万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を660万円減額、第2項国庫補助金を238万9,000円追加し、総額を5億987万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を886万2,000円減額し、総額を8億6,463万6,000円とするものです。

第4条は、予算第6条の企業債の表中、公共下水道整備事業の限度額「2億3,080万円」を「2億2,420万円」に改めるものです。

第5条は、予算第9条中「汚水処理費等」の次に、「並びに新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する下水道使用料の免除による減額分」を加え、「3億7,352万4,000円」を「3億7,618万1,000円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料265万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する下水道使用料の免除による減額です。

2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金265万7,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する下水道使用料の免除による減額分の補填にかかる一般会計繰入金金の追加です。

3目国庫補助金1節国庫補助金377万3,000円の減額につきましては、遠軽下水道処理センター機器調査業務委託ほか事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費17節委託料92万円の減額は、事業の執行精査による下水道管渠調査業務委託料を減額。

2目処理場費17節委託料279万円の減額は、事業の執行精査による遠軽下水道処理

センター機器調査業務委託ほかの減額です。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債660万円の減額につきましては、事業の執行精査による下水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金238万9,000円は、公共下水道工事、遠軽下水処理センター電気設備更新工事と、事業の執行精査による減額並びに国の第3次補正予算にかかる公共下水道管渠工事の追加による社会資本整備総合交付金の追加です。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費17節委託料597万8,000円の減額は、事業の執行精査による公共下水道管渠実施設計調査業務委託、南町ポンプ場実施設計業務委託の減額、23節工事請負費4,552万1,000円は、事業の執行精査による公共下水道管渠工事の減額並びに国の第3次補正予算にかかる公共下水道管渠工事の追加によるもの、27節補償金162万円の減額につきましては、事業の執行精査による支障物件移設補償金の減額です。

2目処理場整備費17節委託料4,521万5,000円の減額につきましては、事業の執行精査による遠軽下水処理センター実施設計業務委託、単価策定業務委託の減額、23節工事請負費157万円の減額につきましては、事業の執行精査による遠軽下水処理センター汚泥貯留槽建設工事、遠軽下水処理センター電気設備更新工事の減額です。

追加工事の概要につきましては、赤版8で説明いたしますので、令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する資料を御覧願います。

下水道事業の位置図になります。

①道道遠軽雄武線公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、污水管を150メートル敷設するものです。

②国道242号学田3丁目公共下水道工事は、学田地域の浸水対策のための管渠整備で、雨水開渠を74メートル、雨水管を50メートル敷設するものです。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第14号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、15ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、3款民生費、21ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、25ページから28ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、6款農林水産業費、29ページから32ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、7款商工費、33ページから34ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、8款土木費、35ページから46ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、9款消防費、47ページから48ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、49ページから60ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、12款公債費、61ページから62ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。  
9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、10款地方特例交付金、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、11款地方交付税、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、14款使用料及び手数料、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、15款国庫支出金、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、16款道支出金、9ページから12ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、17款財産収入、11ページから12ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、18款寄附金、11ページから12ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、19款繰入金、11ページから12ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、21款諸収入、11ページから12ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、22款町債、11ページから14ページ。

渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 13ページの22款町債1項町債9目減収補填債についてお伺いいたします。

今回、減収補填債を発行することになった経緯についてもうちよっと詳しく教えていただきたいのと、その上にある臨時財政対策債、こちら、現時点で満額発行して、732万3,000円の減額することになったのか、まずこの2点、お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、減収補填債につきましては、年度途中の減収に対しまして、減収を補填するための特別の地方債として借り入れができるものとなっております。通常は減収の税目が法人税割、利子割等に決まっていますのですけれども、令和2年度に限って、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、大幅な減少が生じると見られる消費ですとか流通にかかる税目について、2年度、追加になっております。具体的には、地方消費税交付金、軽油取引税、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税等の7税目が追加になっております。通常の場合、減収補填債の場合は、借り入れをしなくても翌年度の地方交付税の算定のときに精算がされる仕組みとなっておりますが、今年度、追加分の税目については、来年の交付税の算定の際に精算の対象外となるということから、今回、借り入れを予算化いたしまして、借り入れた分につきましては、一部は100%の交付税措置、ほかの税目については75%の交付税措置がございます。

もう1点の臨時財政対策債につきましては、当初予算で組みました金額から実際に交付税算定の際に臨時財政対策債の発行額が確定しましたので、その額にそろえての減額となっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） わかりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、第2表継続費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、第3表繰越明許費補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、第4表地方債補正、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第16号令和2年度遠軽町介護保健特別会計補正予算（第4号）の質疑を行

います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、2款保健給付費、10ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、4款基金積立金、14ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、2、歳入に入ります。

2款分担金及び負担金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、5款支払基金交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、6款道支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款財産収入、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

稲場議員。

○2番(稲場仁子君) ほとんど毎年のように多額の、せっかく予算を組んでいるのですが、浄化槽の設置が見送られて、年度末には減額するという状況が数年続いております。

それで、まず浄化槽の設置に関して、町内でどの程度、何%ぐらい設置していて、未設置がどのぐらいあるのかというのは把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 大川水道課長。



○水道課長（大川寿雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

合併処理浄化槽の対象地域の人口と処理機数と設置されていない方の人数は把握はしておりますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、3年度予算のときのでよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） はい、結構です。それで、この事業は大変受益者というか浄化槽を設置するほうにとっても負担が少なくて設置できるのですよね。それで、令和3年度もかなり同じぐらいの予算が組まれているのですけれども、ただ予算を組んでいくだけではなくて、浄化槽を設置していただくために啓発活動というか、例えば確認申請の必要な地域は別ですけれども、それ以外の地域は新築のときなどは工事届だけで済みますよね。例えばそういうところで新築の方には浄化槽を強制はできないのかもしれないかもしれませんが、設置していただくように進めるとか、現在、浄化槽が入っていないところにも、そんな立派なものをつくる必要はないですけれども、簡単なチラシでもつくって、こんな有利な条件で浄化槽を設置できますよ、いかがですかぐらいのことを、これからこの事業を進めるに当たって、検討していく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方をお伺いします。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

浄化槽設置に関してのPR活動につきましては、広報誌は4月号で年1回のお知らせと、ホームページにその旨記載しておりますが、稲場議員おっしゃったように、なかなか整備が進まない状況もありますので、今検討しているのが、設置されていない方に対して自治会回覧をちょっと利用させていただいて、折り込みを入れようかということで、今、内部で検討しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

暫時休憩します。

午後 2時46分 休憩

---

午後 2時50分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、2款使用料及び手数料、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、3款繰入金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、4款繰越金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、5款諸収入、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、6款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

以上で、議案5件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案5件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第14号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第23 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第15号令和2年遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,339万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料に845万6,000円を追加し、総額を2億4,448万4,000円とするものです。これによりまして、歳入合計3億4,494万円に845万6,000円を追加し、総額を3億5,339万6,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金に845万6,000円を追加し、総額を3億4,974万9,000円とするものです。これによりまして、歳出合計3億4,494万円に845万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の3億5,339万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金845万6,000円につきましては、当初見込みより被保険者数及び賦課額が追加したことにより、負担金に不足が見込まれるための追加でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2歳入、1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料845万6,000円につきましては、後期高齢者医療保険料現年度分の追加であります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、次に、2、歳入に入ります。

1 款後期高齢者医療保険料、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第15号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

3時10分まで、暫時休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 3時08分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

---

#### ◎日程第24 議案第20号から日程第30 議案第26号

○議長(前田篤秀君) 日程第24 議案第20号令和3年度遠軽町一般会計予算、日程第25 議案第21号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第26 議案第22号令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27 議案第23号令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第28 議案第24号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第29 議案第25号令和3年度遠軽町水道事業会計予算、日程第30 議案第26号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 議案第20号令和3年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億9,400万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

債務負担行為は、「第2表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第3表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借り入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税10億562万3,000円、2項固定資産税7億3,551万5,000円、3項軽自動車税5,411万円、4項たばこ税1億4,492万6,000円、5項入湯税191万5,000円、6項都市計画税8,825万4,000円を合わせ、総額を20億3,034万3,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税4,200万円、2項自動車重量譲与税1億2,300万円、3項森林環境譲与税4,600万円を合わせ、総額を2億1,100万円とするものです。

3款利子割交付金につきましては、150万円とするものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては、350万円とするものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

6款法人事業税交付金につきましては、1,300万円とするものです。1項同額です。

7款地方消費税交付金につきましては、4億3,000万円とするものです。1項同額です。

8款環境性能割交付金につきましては、1,900万円とするものです。1項同額です。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

10款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金1,400万円、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金6,310万円をあわせ、総額を7,710万円とするものです。

11款地方交付税につきましては、64億3,000万円とするものです。1項同額です。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、200万円とするものです。1項同額です。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金63万7,000円、2項負担金6,174万円を合わせ、総額を6,237万7,000円とするものです。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億2,285万8,000円、2項手数料4,681万円を合わせ、総額を3億6,966万8,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金6億1,430万2,000円、2項国庫補助金8億7,509万4,000円、3項委託金1,859万2,000円を合わせ、

総額を15億798万8,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金4億5,518万7,000円、2項道補助金1億2,762万円、3項委託金3,530万7,000円を合わせ、総額を6億1,811万4,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入6,624万円、2項財産売払収入469万3,000円を合わせ、総額を7,093万3,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、3,000円とするものです。1項同額です。

19款繰入金につきましては、12億2,919万4,000円とするものです。1項同額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子1,000円、3項貸付金元利収入1,979万3,000円、4項受託事業収入872万7,000円、5項雑入1億4,395万7,000円を合わせ、総額を1億7,308万円とするものです。

22款町債につきましては、60億3,720万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を194億9,400万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、8,330万6,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費62億9,817万4,000円、2項徴税費2,027万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,061万8,000円、4項選挙費4,203万1,000円、5項統計調査費157万4,000円、6項監査委員費195万円を合わせ、総額を63億9,462万1,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費21億9,728万7,000円、2項児童福祉費7億7,374万6,000円を合わせ、総額を29億7,103万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億7,818万6,000円、2項清掃費7億1,461万6,000円を合わせ、総額を12億9,280万2,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,268万9,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費6億328万3,000円、2項林業費1億5,523万7,000円を合わせ、総額を7億5,852万円とするものです。

7款商工費につきましては、9億1,917万6,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費704万3,000円、2項道路橋梁費1億8,992万1,000円、3項河川費1,955万3,000円、4項都市計画費9,036万8,000円、5項下水道費4億2,911万3,000円、6項住宅費3億9,3

38万2,000円を合わせ、総額を21億2,938万円とするものです。

9款消防費につきましては、14億7,772万5,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億7,013万6,000円、2項小学校費1億6,940万5,000円、3項中学校費1億4,989万6,000円、4項学校給食費2億1,684万8,000円、5項社会教育費1億9,571万3,000円、6項保健体育費2億5,007万7,000円を合わせ、総額を11億5,207万5,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,210万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、22億7,057万3,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を194億9,400万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為につきましては、令和3年度新規就農者農地賃借料助成金について、期間を令和3年度から令和7年度まで、限度額を160万円とするものです。

次に、第3表、地方債について説明いたします。

地方債につきましては、遠軽ラジオ局放送機器整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を60億3,720万円、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番7、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番6、予算概要説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 1ページをお開き願います。

ラジオ聴取環境整備事業、遠軽ラジオ局放送機器更新工事につきまして御説明いたします。

1ページは、役場から見たラジオ局との位置関係を示しております。

2ページは、見晴牧場に隣接の遠軽ラジオ局の位置図であります。

遠軽ラジオ局につきましては、平成6年度に町の行政財産として維持管理をしております。関係規則、無線設備規則の改正によりまして、2022年、令和4年11月までに機器の更新をしなければ、ラジオの電波を受信することはできなくなり、また、機器の作成に相当な期間を要することから、令和2年度、令和3年度の継続事業で整備を行うものであります。総体の工事費は1億3,904万円で、令和2年度につきましては、放送機器の作成を、令和3年度につきましては網走局、北見局の放送機器を含めて機器の設置、設定を初め付帯設備として自家発電設備及び埋設ケーブルの更新を行うものであります。



○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 地域拠点施設整備事業について御説明いたします。

資料3ページをごらんください。

地域拠点施設整備事業の位置図であります。

芸術文化交流プラザの建設につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の影響によりまして、工期を1年延長し、令和3年度末の完成、令和4年夏ごろの開館に向けて工事を進めております。

①は（仮称）えんがる町民センター建設工事、②は芸術文化交流プラザ外構等整備工事、③は芸術文化交流プラザ舗装整備工事であります。

4ページを御覧ください。

（仮称）えんがる町民センター建設工事に係る配置図でありまして、太枠内が工事範囲でございます。

次に、5ページを御覧ください。

芸術文化交流プラザ外構等整備工事に係る配置図でありまして、②－（1）は建物南側の駐車場や通路に係る擦付工、縁石工、縁路広場整備工を行うとともに、②－（2）の建物の岩見通側の階段や擁壁に係る工事を行うものであります。

6ページを御覧ください。

芸術文化交流プラザ舗装整備工事に係る配置図でありまして、線路側の通路部分の舗装工事を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 7ページをお開き願います。

交通安全施設整備事業遠軽地域生活安全灯改修工事について御説明いたします。

この位置図は、遠軽地域において改修を予定している12基の改修場所を示しております。生活安全灯の改修につきましては、水銀灯からLED灯に改修することにより、省エネルギーの推進や維持費の削減に加え、交通安全の推進及びマイマイガ等の害虫等が寄りつきづらくなるものであることから、平成25年度より整備を進めているところであります。また、一般照明の水銀灯は製造終了となり、故障した場合の修理ができなくなることから、優先的にLEDへの改修を進める考えであり、令和3年度につきましては、南町3丁目、4丁目、寿町、国道242号沿いと、南町2条通沿いの12基17灯をLEDに改修するものであります。

続きまして、次のページ、8ページをお開き願います。

同じく交通安全施設整備事業、丸瀬布地域生活安全灯改修工事について御説明いたします。

この位置図は、丸瀬布地域において改修を予定している23基の改修場所を示しております。国道333号沿いに69灯の水銀灯及びナトリウム灯があり、個別に修繕対応して

おりましたが、使用しているタイプは生産終了していることから、令和3年度より3年計画でLED灯に改修する整備を進めるものでありまして、令和3年度につきましては、丸瀬布東町、中町国道333号沿いの23基46灯をLEDに改修するものであります。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） それでは、豊里地区営農飲雑用水整備工事につきまして御説明いたします。

9ページをお開き願います。

本工事の位置図でございます。

本事業は、令和元年度設計、2年度から3年度までの計画で、豊里地区におきまして実施するものでございます。令和3年度の最終年度の事業といたしまして、図の①、②、③の区間、1,867メートルに水道管を布設していくものでございます。

次に、若咲内地区営農飲雑用水整備工事につきまして御説明いたします。

10ページをお開き願います。

こちら、本工事の位置図でございます。

本事業は、令和2年度設計、3年度から4年度までの計画で、若咲内地区におきまして実施するものでございます。令和3年度、1年目の事業といたしまして、図の①、②、③、④の区間の1,885メートルに水道管を布設するとともに、⑤の地点に配水池1棟を新設するものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 7款商工費にかかる工事について御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

7款商工費の虹のひろば管理運営事業に予算計上しております、虹のひろばコスモス園圃場改良工事の平面図であります。

工事概要につきましては、降雨時等における圃場の水はけを改善するため、第8圃場に延長180メートルの暗渠を整備するものでございます。

12ページを御覧願います。

道の駅えんがる森のオホーツク管理事業の位置図でございます。

13ページをお開き願います。

13ページは、道の駅えんがる森のオホーツク管理事業の工事箇所図となっております。

図面番号①は、道の駅えんがる森のオホーツク遊具施設等整備工事です。令和2年度、3年度の継続工事の2年目で、ジップライン施設整備一式です。

番号②は、道の駅えんがる森のオホーツク外構整備工事で、施設の各種案内看板、監視カメラ移設及び設置、二輪駐車場屋根設置等の外構整備です。

番号③は、ロックバレースキー場ゲレンデ整備工事で、リフト乗り場周辺の張芝、芝吹

付、雨水対策として排水側溝、通路などの整備です。

番号④は、ロックバレースキー場人工降雪機給水管整備工事で、リフト中間停留所からチャンピオンコース中間地点までの間に給水管130メートル、給水栓1か所及び給電ターミナル1か所を整備するものです。

番号⑤は、ロックバレースキー場屋外トイレ整備工事で、山頂にバイオトイレ男女各1機、計2機を整備するものです。

番号⑥は、ロックバレースキー場電気柵整備工事で、山頂及び鹿山に電気柵795メートル、出入口ゲート3か所、パワーユニット2台を整備するものです。

番号⑦は、ロックバレースキー場ウッドペッカー解体工事で、木造平屋建約48平方メートル1棟の解体です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

14ページを御覧願います。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の湯の里原野道路第3号橋長寿命化工事は、普通河川中沢川に架かる橋梁であり、現況は主桁の鉄筋露出及び地覆の欠損、橋台のひび割れなど、損傷が大きく、道路橋の機能に支障が生じる可能性があることから、主桁の断面修復、下部の補修を実施するものです。

図面番号②の豊里41号道路法面補修工事は、中央幹線排水路をわたる横断管周辺の法面が崩れ落ち、道路の機能に支障を来す恐れがあることから、法面補修を実施するものです。

15ページを御覧ください。

白滝地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の西区26号線排水整備工事は、排水設備の老朽化から、排水効率及び通行に支障を来しているため、排水設備の整備を実施するものです。

16ページを御覧ください。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の神社通横断歩道橋長寿命化工事負担金は、JR石北本線にかかる神社通横断歩道橋の補修、補強をJR北海道に業務を委託するもので、令和3年度は詳細設計を行い、次年度に長寿命化工事の実施を予定しております。

17ページを御覧ください。

遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の岩見通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号②の学田1丁目5号通局部改修工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改修・舗装を実施するものです。

図面番号③の南町4丁目1号通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改修・舗装を実施するものです。

図面番号④の宮前2条通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

18ページを御覧ください。

丸瀬布地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の駅前線道路改良舗装工事は、未改良の砂利道であり、凍上による路面の損傷や、砂利が飛散し、歩行者の通行に危険が伴うことから、改良・舗装を実施するものです。

19ページを御覧ください。

白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の北支湧別川沿線道路改良舗装工事は、平成28年度の大雨災害に伴い、湯の沢橋が流され、行きどまりとなったことから、改良・舗装を実施するものです。

20ページを御覧ください。

遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。

図面番号①のトウナイ川河川維持工事は、平成24年度からの継続事業であり、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を埋塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂撤去を実施するものです。

21ページを御覧ください。

生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき実施するものです。

令和3年度事業内容は、右下凡例のとおり、①及び②は生田原清里でございます。

22ページを御覧ください。

地籍整備事業永久埋設杭の位置図でございます。令和3年度事業内容は、右下凡例のとおり、①は生田原八重、②及び③は生田原清里でございます。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 8款土木費の公園緑地管理事業にかかる工事について御説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

公園緑地管理事業の公園緑地遊具設置工事の位置図です。

図面番号①は西町2丁目公園で、ブランコ1機及び安全柵1機の更新です。

番号②はみなみ公園で、滑り台1機の更新です。

番号③は東海林公園で、鉄棒1機の更新です。

番号④はいわね団地緑地で、シーソー1機の更新です。

番号⑤は南ヶ丘団地緑地で、シーソー1機の更新です。

番号⑥は大角公園で、シーソー1機の更新です。

番号⑦はパークタウン緑地で、滑り台1機の更新です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、24ページを御覧願います。

生田原地域の定住促進住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の林友団地定住促進住宅水洗化工事は、生田原地域では公共下水道の整備がないことから、合併処理浄化槽を設置して水洗化を実施するものです。

25ページを御覧ください。

丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の水谷団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

26ページを御覧ください。

白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①のあけぼの団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

27ページを御覧ください。

遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の末広団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、昭和59年度建設、鉄筋コンクリート造3階建1棟12戸の住戸タイプの変更を含めた全面的な改修工事を実施するものです。

28ページが平面図、29ページが立面図でございます。

30ページを御覧ください。

生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の現地での建て替え、木造平屋建1棟3戸を実施するものです。

1枚めぐりまして、31ページが配置図、32ページが平面図、33ページが立面図でございます。

以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 続きまして、防災対策事業、防災用資機材等備蓄施設整備工

事にかかる工事概要について御説明いたします。

34ページを御覧願います。

①防災用資機材等備蓄施設整備工事は、令和2年度、令和3年度の継続事業である防災用資機材等備蓄施設本体の整備で、容量5,000立法メートル、機械設備は導水ポンプほかの整備、電気設備は導水設備コントロールセンターほかの整備、場内配管は屋外に整備するものです。

次に、35ページをお開き願います。

平面図に機械、電気設備、場内配管の詳細を記載しております。

右側の清川浄水場の沈砂池に導水ポンプほかのケア設備と、沈砂池濁度計ほかの電気設備、中央管理室と電気室に計装盤等の機能増設、新設する資機材等備蓄施設の電気室に導水設備コントロールセンターほかの電気設備を設置します。

場内配管につきましては、流入管、流出管ほかを平面図で記載しております位置に設置するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第21号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億8,765万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億2,240万4,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、226万6,000円とするものです。1項同額です。

4款道支出金につきましては、15億5,850万6,000円とするものです。1項同額です。

5款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款繰入金につきましては、3億406万7,000円とするものです。1項同額です。

7款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

8款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億8,765万6,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,715万9,000円、2項徴税費157万1,000円、3項運営協議会費25万6,000円、4項特別対策事業費1,381万9,000円、総額を5,280万5,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、15億1,686万4,000円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分4億3,524万3,000円、2項後期高齢者支援金等分1億2,452万1,000円、3項介護納付金等分3,560万2,000円、総額を5億9,536万6,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては、2,000円とするものです。1項同額です。

5款保健事業費につきましては、1項保健事業費337万8,000円、2項特別健康診査等事業費1,702万円、総額を2,039万8,000円とするものです。

6款公債費につきましては、2万5,000円とするものです。1項同額です。

7款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものです。1項同額です。

8款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を21億8,765万6,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、令和3年度遠軽町予算に関する資料、事項別明細書307ページから309ページまでに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,479万円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億4,782万9,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、1億693万3,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円、総額を6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3億5,479万円とするものです。

次に、歳出につきまして御説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費175万2,000円、2項徴収費21万4,000円、総額を196万6,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億5,244万9,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、27万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億5,479万円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、令和3年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書310ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第23号令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,125万1,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億8,068万1,000円とするものです。1項同



額です。

2款分担金及び負担金につきましては、896万4,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、372万5,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億5,296万1,000円、2項国庫補助金2億177万5,000円、総額を5億5,473万6,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億5,809万6,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億9,599万8,000円、2項道補助金1,958万1,000円を合わせ、総額を3億1,557万9,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万1,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億3,852万4,000円、2項基金繰入金2,093万円を合わせ、総額を3億5,945万4,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億8,125万1,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,812万6,000円、2項徴収費63万3,000円、3項介護認定諸費2,654万5,000円、4項趣旨普及費66万円を合わせ、総額を4,596万4,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費18億6,352万2,000円、2項高額介護サービス等費4,480万2,000円、3項高額医療合算介護サービス等費597万8,000円、4項特定入所者介護サービス等費8,096万6,000円、5項その他諸費154万円を合わせ、総額を19億9,680万8,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,076万円、2項一般介護予防事業費1,052万1,000円、3項包括的支援・任意事業費6,626万4,000円、4項その他諸費20万円を合わせ、総額を1億3,774万5,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1万1,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6 款諸支出金につきましては、6 1 万円とするものです。1 項同額です。

7 款予備費につきましては、1 0 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を2 1 億8, 1 2 5 万1, 0 0 0 円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番6、令和3年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）3 1 1 ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第2 4 号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7, 8 6 1 万円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第2 3 5 条の3 第2 項の規定による一時借入金の最高額を5, 0 0 0 万円と定めるものです。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、1 0 0 万円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料3 1 1 万5, 0 0 0 円、2 項手数料2 万1, 0 0 0 円、総額を3 1 3 万6, 0 0 0 円とするものです。

3 款繰入金につきましては、1, 3 4 7 万3, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰越金につきましては、1, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

5 款諸収入につきましては、1 0 0 万円とするものです。1 項同額です。

6 款町債につきましては、6, 0 0 0 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳入合計を7, 8 6 1 万円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、2 ページをお開き願います。

1 款個別排水処理費につきましては、7, 3 9 0 万5, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

2 款公債費につきましては、4 6 5 万5, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

3 款予備費につきましては、5 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を7, 8 6 1 万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3 ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を6, 0 0 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番6、令和3年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）313ページを御参照願います。

以上で議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号令和3年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番5、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度遠軽町水道事業会計の第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を9,107戸、年間給水量を170万7,504立方メートル、1日平均給水量を4,678立方メートル、主要な建設改良工事を水道管布設工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款水道事業収益は第1項営業収益4億8,906万3,000円、第2項営業外収益7,899万9,000円を合わせ、総額を5億6,806万2,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用は、第1項営業費用5億4,561万4,000円、第2項営業外費用3,288万9,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を5億8,050万3,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項企業債1億2,480万円、第2項他会計補助金1,861万3,000円、第3項工事負担金1,875万円、第4項分担金10万円を合わせ、総額を1億6,226万3,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費2億1,721万1,000円、第2項企業債償還金1億6,868万円を合わせ、総額を3億8,589万1,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,362万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

第5条企業債につきましては、次のページをお開き願います。上水道整備事業の限度額を1億2,480万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第6条、一時借入金につきましては、3億円を限度額と定めるものです。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合にすることができると定めるものです。

第8条から第10条までの説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番7、遠軽町予算に関する資料の工事関係説明資料の36ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図です。

①川岸団地1号通ほか水道管布設工事は、下水道工事にあわせ、配水管を145メートル布設するものです。

②寿2号通水道管布設工事は、下水道工事にあわせ、配水管60メートル布設するものです。

③南町4丁目1号通水道管布設替え工事は、道路改良工事及び下水道工事にあわせ、配水管を140メートル布設替えするものです。

④岩見通南2丁目ほか水道管布設替え工事は、都市再生事業により行われる福祉センターの解体工事や、岩見通の歩道改良工事に先行し、配水管を355メートル布設替えするものです。

⑤宮前2条通水道管布設替え工事は、道路改良工事にあわせ、配水管を170メートル布設するものです。

⑥北9丁目の4号通水道管布設工事は、下水道工事にあわせ、配水管を90メートル布設するものです。

⑦岩見通学田3丁目水道管布設工事は、道路改良工事にあわせ、配水管を240メートル布設するものです。

次に、37ページをお開き願います。

生田原地域の工事箇所図です。

⑧生田原安国水道管移設工事は、道営農業農村整備事業の農業用排水路整備に伴い、支障となる配水管を30メートル移設するものです。なお、北海道の補償により事業を進めるものです。

次に、38ページを御覧願います。

丸瀬布地域の工事箇所図です。

⑨道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事は、道道丸瀬布上渚滑線に係る岩見橋の架け替え工事に伴い、昨年度に引き続き実施するもので、今年度は支障となる導水管を90メートルを移設するものです。これにつきましても、北海道の補償により事業を進めるものです。

⑩西町4号線ほか水道管移設工事は、株式会社HS敷地内にある配水管を、株式会社HSが実施する太陽光パネル設置に伴うフェンス工事の支障となることから、町道西町第4号線へ150メートル移設するものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番6、令和3年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）314ページと315ページを御参照願います。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番5の遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を6,857戸、年間有収水量を130万5,792立方メートル、1日平均有収水量を3,578立方メートル、主要な建設改良工事を公共下水道管渠工事、南町ポンプ場自家

発電設備更新工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業収益は第1項営業収益3億6,329万円、第2項営業外収益6億1,708万円を合わせ、総額を9億8,037万円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用8億9,940万3,000円、第2項営業外費用6,400万円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を9億6,540万3,000円とするものです。

第4条資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債1億3,320万円、第2項国庫補助金1億2,120万円、第3項他会計補助金4,264万8,000円、第4項分担金及び負担金801万6,000円を合わせ、総額を3億506万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費2億7,564万6,000円、第2項企業債償還金4億1,439万円を合わせ、総額を6億9,003万6,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,497万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか、記載の財源で補填するものです。

26ページをお開き願います。

第5条、継続費につきましては、1款資本的支出1項建設改良費、南町ポンプ場自家発電設備更新事業、総額を8,900万円、年割額を令和3年度3,600万円、令和4年度5,300万円とするものです。

第6条、債務負担行為につきましては、令和3年度融資分の水洗化等工事資金利子補給の期間を令和3年度から令和8年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

第7条企業債につきましては、公共下水道整備事業の限度額を1億3,320万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第8条、一時借入金につきましては、4億円を限度額と定めるものです。

第9条から第11条までの説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番7、令和3年度遠軽町予算に関する資料（工事関係説明資料）の39ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図です。

①国道242号豊里公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、JR跨線橋をまたぎ、国道の東側を整備するもので、污水管を70メートル、推進工法により整備するものです。

②川岸団地1号通ほか公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、污水管を133メートル、雨水管149メートルを布設するものです。

③寿2号通公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を70メートル布設するものです。

④東1線道路公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を70メートル布設するものです。

⑤南町4丁目1号通公共下水道工事は、道路改良工事に伴う管渠整備で、汚水管94メートル、雨水管130メートルを布設するものです。

⑥南町ポンプ場自家発電設備更新工事は、平成4年度に設置した自家発電設備を更新するもので、令和4年度までの継続事業で行います。今年度は発電機を製作し、来年度に設置となります。

⑦北9丁目4号通公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を90メートル布設するものです。

⑧遠軽下水処理センター消毒設備更新工事は、平成9年度に設置した次亜塩留タンク1基を更新するものです。

⑨遠軽下水道処理センター電気設備更新工事は、平成9年度と平成10年度に設置した流量計、濃度計などの計装等設備を更新するものです。

40ページを御覧願います。

⑧で説明しました遠軽下水処理センター消毒設備更新工事の施工箇所です。水処理施設の丸で囲んだ箇所が次亜塩留タンクを更新する箇所です。

続きまして、41ページを御覧願います。

⑨で説明しました遠軽下水処理センター電気設備更新工事の施工箇所です。水処理施設の丸で囲んだ箇所が流量計、濃度計などの計装等設備を更新する箇所です。

なお、予算の詳細につきましては、赤番6、令和3年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）316ページと317ページを御参照願います。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

---

### ◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

令和3年度各会計予算7件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時06分 休憩

---

午後 4時32分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に竹中議員、副委員長に秋元議員が選出されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日はこれをもって延会します。

午後 4時33分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岡田 篤秀

署 名 議 員 秋元 直樹

署 名 議 員 前島 英樹